第1回座間味村議会定例会 第2日目 平成19年3月13日

平成19年第1回座間味村議会定例会会議録						
招 集 年 月 日 平 成 19年 3月12日						
招集場所	座 間 味 村 議 会 議 場					
開散会等	開 議 平成 19 年 3 月 13 日 午前 9	時 00 分 議長宣言				
日時宣告	散 会 平成 19 年 3 月 13 日					
	午後 4 時 20 分 議長宣言					
出席議員(応招)	議 席 氏 名 番 号	議 席 氏 名 番 号				
	1番 宮里順之	6番 宮里祐司				
	2番 中村秀克	7番 宮 里 清之肋				
	3番 金 城 善昇	8番 宮 平秀保				
	5番 金 城 勝 英	9番 金 城 英 雄				
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 氏 名 番 号	議 席 氏 名 番 号				
会議録署名 議員	7番 宮 里 清之肋	8番 宮 平 秀 保				
職務のため議場に出 席した者	事務局長宮城 武	臨時書記				
地方自治法第 121 条	村 長 仲 村 三 雄	経済建設課長 宮 村 英 美				
により説明のため議 場に出席した者の職	助 役高良 豊	環境衛生課長 金 城 英 隆				
及び氏名	教育長 仲地 勇	船舶課長宮平優				
	総務課長 大城 晃	会計課長野崎康				
	政策企画課長 垣 花 健	教育課長 金城英幸				
	住 民 課 長 宮 平 真由美					

日	程	議	案	番	号	件名
1						公共事業現場調査
2		議第	₹第	1号		座間味村に副村長を置かない条例の制定について
3		議第	₹第	2号		座間味村に収入役を置かない条例の廃止について
4		議第	₹第	3号		地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
						条例について
5		議第	ミ第	4号		座間味村課設置条例の改正について
6		議第	₹第	5号		座間味村渇水対策基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正す
						る条例について
7				6号		座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について
8		議第	₹第	7号		特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
_						る条例について
9		議第	₹第	8号		教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す
		- 36		. –		る条例について
10		議第	ミ第	9号		座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
4 4		=*-	<i>t</i> -t-	10 5	_	条例について
11		譲う	€第	10 ₹	5	特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
12		金羊豆	7 4 4	11 5	=	する条例について
13				11 5 12 5		座間味村使用料条例の一部を改正する条例について 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例について
13 14				13 =	-	重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例について
15				14 5	-	重要文化財局及家住宅管理に関する未例の
10		一段ス	< 77	17 /	.	一の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
16		議国	⋜笙	15 🕏	-	職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する条例について
17				16 5	-	阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス設置条例の制定について
18				17 5		阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び手数料徴収条例の制
					_	定について
19		議第	ミ第	18 5	킂	座間味村の督促手数料及び延滞金条例の制定について
20		議第	₹第	19 5]	座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の制定について
21		議第	ミ第	20 5	킂	座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
22		議第	ミ第	21 5	킂	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について
23		議第	₹第	22 5	클	沖縄県介護保険広域連合の規約変更について
24		議第	₹第	23 5		南部広域市町村圏事務組合規約の変更について
25				24 ₹		南部広域行政組合規約の変更について
26		議第	客第	25 ₹	킂	沖縄県市町村自治会館管理組合規約の変更について

○ 議長(金城英雄)

これから、本日の会議を開きます。

開議(午前9時00分)

日程第1・公共工事現場調査を行います。 休憩中に現場調査に入ります。 暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長 (金城英雄)

再開いたします。これで公共工事現場調査を終わります。

日程第2、議案第1号 座間味村に副村長を置かない条例の制定についてを議案とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

議案第 1 号でございますけれども、座間味村に副村長を置かないという根拠を説明お願いしたいと思います。

○ 議長 (金城英雄)

大城 晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

只今の議案第 1 号 副村長を置かない条例の根拠ということなんですけれど、地方自治法の一部改正 に伴い助役に代わって、副村長という制度が設けられております。これは、置く場合の定数条例、それ から置かない場合には、置かない旨の条例を制定しなくてはいけないという事になっております。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

今の大変すみませんが答弁には何もなっていないですよね。これ分かります。何のために置かないのかと聞いているのです。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

理由でございますけれども、これは今度の自治法の改正によりまして助役を置かない。なぜ、置かないかと言いますと、今までは、村長の、いわゆる補助役として助役がおったと、それから、今度、そういう助役の任務だけでは、もう少し助役に責任を持たせるのが必要になってきたということで、副村長という職が置かれるようになりました。そして、その場合に、大きくは、市町村合併とか、そういった事で組織が大きくなって、やはり村長の任務、あるいは長の任務という物が、非常に大きくなって来るものですから、その任務を副村長に、いわゆる配分するという事で、副村長の職が定められた訳ですけれども、我が座間味村に置きまして、まだ合併とか、そういったような形がないような状態で、いわゆる副村長に委任する事務という物が必ずしも、増えたという事では、なしに、副村長を置いても、これまでの助役と、何ら変わりないような位置づけになる可能性が大きい物ですから、当分の間、それを置かないという事で提案している所であります。以上でございます。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

村長の言い方が、ちょっと、あれなんですけれども、とにかく離島村というのはですね村長、やはり村長というのは外交が主でございまして、内政が非常に肝心な物でございます。これは、良く分かっていると思いますが。しかも、新しく出来ました自治法の見直しに付きましては、村長のあらゆる職務と

か、そういった命を受けて、政策、企画、そういった物に、この権限を持たすというような事は非常に 大事でございます。特に村長の場合は、あらゆる役員をたくさん待っておりまして、こちらに不在が、 非常に多いという話をよく聞いておりますが、こういった物において、しかも、こういった肝心な物を 置かないで、それができるのか、できないのか。私は、ほんとに疑問でございます。これは、やはり置 かないという物と置いて、この財政が厳しいから、そのポストを、ちょっと空白にするとか、そういう 話でしたら、私も分かるんですけれども、前から条例で置かないということは、私は絶対、これは考え ても考えられない話だと思いますがね。もう一度答弁をお願いします。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

確かに、この離島で、村長の、いわゆる補佐をしてくれる役目というのは必要です。けれども、あくまでも、今回の副村長の位置づけというのは、村長に代わる事務の代行です。村長が決める代わりに副村長が決定する訳です。ですから、こういう事務をどれ位、この新規で委任することができるか、これ、非常に少ない数だと思います。先程ありましたように、地域にいないから、そういう事務ができないという事はございません。

これだけ、今、通信網が発達している中で、世界旅行をしてでも職務代理を置かないと言う風な時代に変わって来ておりますので、先程、金城議員から御指摘のあった事に付きましては、十分、置かなくてもやって行けるという風なことでございます。ですから、ほんとは置かないという条例を定めるという事が、非常に私もどうした事かなと思ったんですけれども、これは助役の条例とは違いまして、自治法の中では置くという必置規定になっているものですから、置かないで、いわゆる欠員にして行くという事も含めて、置かないという条例を制定する必要があるという事での制定でございます。以上でございます。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員。

○ 5番 (金城勝英議員)

再三、言うようでございますけども、とにかく決済義務等とか、そういった物に置きまして、例えば、これまでの事務は副村長に委任して、これは、村長まで上げなくても執行できるというような、これでも、できるんですよ。必ずしも仕事が何とかかんとか言っているんですけども、他の市町村見てください。やっぱり渡嘉敷村でも、昨日、承認されていますね。だから、このようにしてなんで、よくあらゆるものの行政に何かありました場合には、隣村は、こうだからとよく村長は言いますけれども、こういう肝心なものは、一応は条例だけは制定しておいて、ちょっと空白でもいいですよ。これ、一応、置かないとなった場合、もし村長が、事実、合併問題も出ていますが、我が村が自立した場合に村長が村長を辞めた場合に、もし、できなかった時に、もう1人の村長が、これは、どうしてもやらないといけないという事でやった場合は、議会というのは、どのようになりますか。だから、一応は置いておいて、何年でもいいですよ。空白でも置いておいて、これは予算の都合とか、こういった物ですから待っておきましょうと。これが非常にいいんじゃないかと思うんですけど、自治法の改正として、このようになっていますけれども、これは、私は、今の第1議案に対してましては、反対でございます。

○ 議長(金城英雄)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

今、金城議員が話した通り、この副村長を廃止するということは、本村は、他の離島村とは違いまして離島の離島の離島という典型的な離島村なんですね。村長じゃないんですね。しかも先程ありましたけども、村長はいろんな役職を持って、留守がちが多いでしょう。はっきり言って、内政が少し危機されています。

そういう事で、いろんな問題が発生しています。ですから、私は今、同僚議員の金城勝英議員に対して、 ある程度、今の話は理解できます。 賛成か、反対か、今、私は言いませんけれども、とにかく、これに 代わる人事は、後ほど出てくると思いますけどね。 代わる人がいらっしゃるというんですか。 これに代 わる。答えてください。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

そうです。事務決裁の件では、法律上、ひとつ、副村長に委任する事務という事で、確実に決めない事には、その量が決まりません。ただ、これまでの助役に代わる、いわゆる組織の代役というんでしょうか、それについては、後で組織の課の設置条例ということで提案しておりますけれども、その事に付きましては確実に副村長を代理する物ではないんですけれども、いわゆる組織を統括する職という事で、今、県庁とも相談をしながら、その配置をお願いしているところでございます。ですから、先程の事務が停滞するとか、そういった事はないようにやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 議長(金城英雄)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

あのね、村長、この村の機構改正ですか。去年は、平成 18年4月に課の改正しましたよね。今度は、後で出てきますけども、全面的に改正だという事で、それを見たら、何か、企画調整監というんですか。これが県の方から来るという事の承っておりますけども、総務課長に聞いたら「この予算はどっから出るか」と言ったら「いや、村から出ます。組んでいます」という事で、この予算の審議というのは、我々が審議しない物を総務課長が先走って「いや、これはこっちが出します」と。まだ審議は終わっていないですよね。だから、その辺を、ちょっと、もう少し話し合い、問題ですね。総務課長、ですから、ちゃんとした手順を踏んで、ルールを踏まえてやっていかないと反発がきますよ。私は以上です。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 3番金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

先程、総務課長も、村長も自治法が変わって、助役の代わりになるのが副村長だと。それを置くという地方自治法第 161 条の方はそうなっておりますけども、置くとは、あるんですけど置かなければならないという事にはなっていないんですね。但し書きで各自治体で、条例で置かない事にしても良いという風にしか書いていないんですよ。ということは、先程、勝英議員から意見がありましたように、要するに置くことを気にするような条例はいらないんじゃないかと。要するに、改めて置かない条例を制定するんじゃなくて、そのまま置いていて運用さえしなければ問題ないではないかと思うんですが。その辺、村長お答えください。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

今、金城善昇議員からの御指摘ですけれども、これは必置規定ですね。多分に、このところに置くことができるという条文であれば、今、金城議員からの指摘のあった通りですけれども、これを置くと。いわゆる置きなさい。必置規定ですから。言葉としては置かなければならないと一緒ですという解釈で、私たち、今、県の方に、いろいろ紹介してやりましたら、私は次のことも考えながら、しばらく副村長は置かない考えを持っているけれども、条例はどういう風に作ったらいいかという事で、県庁の、ひとつ御指導を仰いだら、置かない間は置かないという条例を作るべきであるという指導があった物ですから、それを、今、制定すると。ですから、置くといったら、やはり、誰か決めないといけないそうです。置くと言って決めない、欠員でやろうとしたら、これは、まかりならんという事でしたので、置かない条例を作るという事で、今、指導を受けておりまして、これは事例になりますけれども、例えば、栗国村は副村長というものは置きません。置かないで、彼たちは助役も、今、置いていないものですから、これは栗国村の場合には、助役の時からいわゆる助役を置かないという事ですので、当分の間は、その条例を制定しなくてもいいという、いわゆる県などの判断によるものです。ですから、これは、ひとつ、そういう風に、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

私は、長い間、生産関係での定款等の変更、水産業協同組合法とか、いろいろ勉強してきてあるんですけどね。やっぱり置かなければならないという事だと。今、設置ですよね。大体、必要な時に置かなければならないという風にしか設置法とかはないんですよ。だから、置かなくてもいいという、逆の、あれだというのは、今まで聞いた事がない物ですから、これは、但し書きであるという事は、そこの条例で置かなくてもいいんだよと、いう事ではあるとは思うんです。でも置くという事によって、その言葉を置かなければならないという風には、自分としては解釈はできないというのが私の判断なんですよ。だから、これは私の解釈の違いじゃないかなと。県から御指導を仰いだという事を言われましたけども、だから、そちらの方との私どもの見解の相違じゃないかなと。私なんかは、別にその条例を定めなくてもいいんではないかなと考えるんですよ。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

見解の相違では、これ。通らないと思いますので、私たちは専門家のやはり考え方、解釈、その法令に対する解釈の下にやっておりますので、ひとつ、御理解をいただきたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 7番 宮里清之助議員。

○ 7番 (宮里清之助議員)

数年来、座間味村はいろいろ不祥事が起こったり、財政が厳しくなったり、いろんな事が起こっています。今後、座間味村の執行部強化という意味では、副村長を置いて、さらなる指導力の発揮をした方が村のためには、良いのではないかと思っています。財政的に確かに負担がくるかもしれませんが、別の案件で政策審議官を県から呼ぶという事なんですけど、そちらの人件費の方は県からの負担なんでしょうか。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

これは、次の議案でやる事かなと思ったんですけれども、御質問がありますのでお答え申し上げますけれども、今、この県と要するに市町村との人事交流というのは、派遣してもらう職員の人件費は個々が持つと。私たちは今度、もう1人、座間味村から人事交流という事で1人派遣します。ですから、いわゆる、お互い帳消しというんでしょうか。相殺するような形でのお互いの人事交流になります。当分の間は、今、何処からどういう風に出すかという事について、今、ちょうど協定書を交わすための手続きをしておりまして、その結果は、お互いがこの人件費は持つという形での協定書でございます。

○ 議長(金城英雄)

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

財政的な側面ではないという事でよろしいんですね。でしたら、今回、座間味村の内部強化に向けて、 副村長制度の設置の方向で御検討願えないかという事ことです。

○ 議長 (金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

私は、この2年間という契約で、新しい試みをしてみようという事で、役職を付けるから仕事をするという事ではなしに、今回、自治法が変わった中で、いろいろ、そういう小規模自治体の中で、研究してみることが大切だと思っております。ですから、私とすれば2年後には、その副村長を置かない条例というのの廃止、それから2年後には、副村長を置くという定数条例を作るという考え方を、ひとつ、引き継いでいきたいと、考え方としては持っております。ですから、次の条例で議案にも出てくるんですけれども、いわゆる収入役を置かない条例、置く条例というのがありまして、全く同じような形になると思いますので、そこら辺、ひとつ御理解をいただきたく思います。

○ 議長(金城英雄)

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

村長の方は、事務掌握をされているとおっしゃっていますが、12年間、例の別途通帳も把握できなかった状態が、今回、特別委員会の報告で出てきている訳です。そういった事も含めて、ほんとに村長1人で役場、地域を把握できるのか非常に疑問に思っているところです。

○ 議長 (金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

そういう風に至らないように、次の議案にも出てくるんですけれども、そういう事がないように、私 としては、これまでの人事管理、あるいは、いろんな管理の面で不足していた分を補っていこうという 考え方であります。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 座間味村に副村長を置かない条例の制定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (「異議あり」と言う者あり)

○ 議長(金城英雄)

異議がありますので起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

この条例、副村長を置かない条例に賛成の方は起立お願いします。

○賛成の方は起立です。(声あり)

○議長(金城英雄)

起立少数です。原案は否決だね。

〇ちょっと待ってください。(声あり)

○議長(金城英雄)

賛成の方は起立願いますと、今、おっしゃいましたよ。 だから、置かないものは誰も賛成してないわけです。という事になるわけです。 しばらく、休憩します。

休憩

○議長(金城英雄)

再開します。

異議がありますので起立によって採決致します。

原案に賛成方は起立願います。

(起立多数)

賛成者多数です。したがって議案第 1 号 座間味村に副村長を置かない条例の制定については原案の通り可決されました。

日程第3・議案第2号 座間味村に収入役を置かない条例の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 座間味村に収入役を置かない条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 2 号 座間味村に収入役を置かない条例の廃止については、 原案のとおり可決されました。

日程第4・議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第3号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 座間味村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 これから質疑を行います。

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

昨年、平成 18 年の第 2 条で、その条例の 2 条で全部改正ということですけども、平成 18 年 4 月 1 日から、課の設置については改正させれたんですけども、1 年足らずで、また全面改正という事でなんですけど、これについて村長、お願いします。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

ひとつ、去年やって、また、すぐ変えるのかということで、朝令暮改なのかという事になりますけれ ども、今回、どうしても組織を変えないといかないという事で、皆さんにお願いしておりますのは、ど うしても、これまで自己財源の確保ということで、非常に停滞しているというんでしょうか。難しいと ころがあります。これは、今の総務課でやっておりますけれども、どうしても総務の仕事というのは、 多岐にわたる物ですから、去年、話が飛んで申し訳ないんですけれども、政策企画課ということで、政 策面は1つにまとめようという事で考えて、課を作ったんですけれども、それよりは、どうしても我々 の自己財源の確保ということを主眼に置くべきだという事で考え方をまとめまして、今回、皆さんに、 既に行政機構図をお渡ししておりますように、企画部門を、もう1回、総務課に戻しまして、その戻っ てきた分、いわゆる税の賦課。いわゆる税の、今まで座間味村は確実に税金が賦課されているかどうか、 という事も、ひとつ未知数という訳ではないんですけれども、もっと調べていく必要があるという事が、 先ず1つと、それから、滞納というのが、かなり多いです。これも、すべての料金に対して、いわゆる 徴収率を上げていくという、この2つを主にやるという事。それから、もう1つは、あってはならない 事ですけれども、これまで、いわゆる行政財産等を購入していながら、それの移転登記等々が、まだ未 処理の物が何十年前からかあります。こういう物を、この年、いわゆる平成 19 年度に大方、整理して いこうという考え方の中で税政課と。いわゆる税務課じゃないです。税政課という事で、我々の取得財 産。それから自己財源を増やしていく方策、そういう事を徹底してやってもらうという事で、政策企画 課を総務課に戻して、ここに税制面を新たに作るという事での改正でございます。それに伴いまして、 これまであった課が、政策企画課が消滅して、今度、税政課になったという事と、それから、もう1つ は経済建設課の方に商工観光係を設置する。これまで座間味村は観光産業が、この島の産業の核をなす といいながらも、特化した係りがなかったものですから、それを明確にして、考え方としては、いわゆ る観光ということから派生して、船舶、それから企画ですね。そういう3部門が一緒になって、座間味 村の観光を、今度、考え、伸ばしていこうという事を、ひとつ位置づけて行こうという事でやっており ます。それでもう1つ、先程も1号議案の中で御議論になった件なんですけれども、この組織をまとめ て行くために、県から、ひとつ、我が方の人材育成も兼ねまして、それから、そういう税制面の強化と いう面も含めまして、そのような仕事のできる方を派遣して下さいというお願いをして、ほぼ人選も済 んだやに、今、報告を受けております。この方だった大丈夫かなと、期待通りに働いてくれるんじゃな いかなという期待を持っております。そういった事で本当に朝令暮改的な去年からしますと、組織の改 変ですけれども、私としては、どうしても自己財源を高めていきたい。それから職員の一致団結した組 織を作って行きたいというのが今回の組織改革の改変の狙いであります。ひとつ、よろしくお願いした いと思います。

○ 議長(金城英雄)

1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

村長の前任条例改正についての話だったんですけれども、要するに、ひとつ言えば自己財源の確保という風につながるという事なのですね。ただし、今のは、非常に、それはいいんじゃないかなと思いますけど、税政課といっても、本村では特別会計、普通会計、一般会計ですね。45億円の債務を抱えている訳です。もう、二進も三進も行かなという感じがしております。毎年約3億円近く出ていくんです。だから、そういう事で、やはり自主財源。方言で言うと「ドゥナーは取らないでナーヒン交付税くれと言っているかと」、簡単に言えばそういう感じですね。ですから、国でも県でも、徴収率、悪いんじゃないかと。ヌゥガ、滞納がこんなにあるかと、何千万円もあるかという事で、それは、非常に、特に財政の、行政の資料には載っていますよ。ペナルティーが付くという事ですね。そんな事を考えると、やはり離島村は、幾つも取っていないんじゃないかというような事で、あるいはペナルティーが過ぎているかもしれませんよ。それは良く分かりませんがね。そんな感じはしますよ。ですから今後、自主財源の確保というのは、地方税、その他の使用料があるでしょう。水道、下水道、たくさんあると思います。それから、今度の条例に出てきますけども、各体育館のとか、各公共施設の使用料の値上げとかありますよね。ですから私は、今の村長のお話については、非常に納得できます。以上です。

○ 議長(金城英雄)

8番 宮平秀保議員。

○ 8番(宮平秀保議員)

この経済振興課の中、今、先程、村長からお話がありました。商工観光課、それから船舶課の観光集 客のものなんですが、どのように結びつけて行くのか。それをちょっとお伺いしたいです。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

先程も説明の中で、いわゆる 3 部門が一緒になって進めて行くという話をしたんですけれども、今、 泊事務所で、船舶の運行体系ということについては、事例を申し上げますと例えば、去年のクイーンざまみが欠航した時に、いろいろ観光部門には要望があったりするけれども、これが船舶とつながっていなかったというような事がありますので、これは、もう確実に、いわゆる辞令を出して、併任辞令を出しまして、観光に関して船舶から、船舶はスケジュールですよね。それから、いわゆる販促というんでしょうか、販売促進も兼ねて、客が多くなるような形をどういう風にして行くのかという事で、これは、今、修学旅行の誘致とか、そういった事もやっているんですけれども、これが、確実に商工会も含めて、起動するような形を作っていこうという事でやっています。ですから、考え方としては、併任辞令ということを、今、模索しているところでございます。

○ 議長(金城英雄)

8番 宮平秀保議員。

○ 8番 (宮平秀保議員)

今、オフシーズンになりまして、観光がかなり落ち込んでいる中で、やはり、しっかりとこういう連携を取りまして、こういう組織でしっかり連携を取りまして、そういう観光部門に力を入れていって、集客に、この島を活性化させるために、是非、そういう組織をフル活用していただきたいと思います。終わります。

○ 議長(金城英雄)

6番 宮里祐司議員。

○ 6番(宮里祐司議員)

まず、税政課の部分なんですけども、目的的には未収事務の集中処理というのをやっているんですけども、結局のところは、やはり未収事務の集中処理ということであれば、各課から担当を呼んで、ヒアリングをしないとできない事だと思うんですけども、それに関して、同じような事になると思うんですけど、プロジェクトチーム等を作って、私はこういった未収事務の処理に充てれば、わざわざ新しい課を設置して、余分な予算をかける必要もないんじゃないかなと思うんですけど、お願いします。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

この件に付きましては、どうしても主体的に考える課。課長、一人になるかも知れません。沢山の人を配置するという考え方は持っておりませんで、おっしゃるように、その税政課を中心にして、今、御提言のあったような形を作って行こうという考え方を持っております。ですから、その課に何名か配置して、ぞろぞろ行くというようなことは考えておりません。

○ 議長 (金城英雄)

6番 宮里祐司議員。

○ 6番 (宮里祐司議員)

はい、わかりました。人数的な部分は、まだ確定していないということですよね。あと、もう1つなんですけども、商工観光係の部分なんですけども、設置して1年足らずで、こういう風になくなるというのは、私も、ちょっと非常に、すごい良い課でもあったですし、楽園プロジェクトだとか、そういう風なプロジェクトに関しても、中心的な部分で、いろんな活動をなさっていたので、基幹産業である観光業を別枠で作って自然環境保護と、また商工観光振興を別に分けるという部分に関して、ちょっと私は疑問を感じるんですよ。やっぱりエコツーリズムだと、よく村長もおっしゃっているんですけども、環境保護と、この観光振興というのは、私は綿密に、同じように進んでいかないといけないと思うんですけども、それに関してお願いします。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

大きくは政策企画ですね、いわゆる誘客のためのイベントが増やされていた物ですから、そういうところに、非常に時間がとられて、企画部門が少し薄くなる面がありました。そういう事で、多くは誘客のための、いろんなプロジェクト、これは商工観光に持っていきます。それから政策企画というのは、今、話がありましたように、これまで通り、いわゆる総務課の企画、係りの方に位置づけるということで、総務課の課長の中で、それを、ひとつ見ていこうと。ですから、この分、見るだけですね。先程も説明したんですけれども税務関係、自己財源に関することなど、いわゆる既存財産の処理とかというものについては税政課というのを作って、ひとつづつ出していく。企画部門を入れるという考え方でございます。決してですから、環境保全とかそういったプロジェクトが、すべて経済建設課にいって、これまで連携が取りにくくなったということにはしないつもりでございます。

○ 議長(金城英雄)

6番 宮里祐司議員。

○ 6番(宮里祐司議員)

あと、もう1つ、この商工観光係の担当職員が非常勤職員の配置という風に書いているんですけども、これは、非常勤職員1人で担当に充てるつもりですか。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

今、我が村は、これまで退職した方が結構おりますけれども補充はしておりません。いなくてできるだけ課には、ベテランを配置して、いわゆる非常勤でもできるような部門については、そういう事を考えて行こうという事で、これまで長い期間、手伝いをしてきている方もいらっしゃるので、その方が辞めなければ、そういう方向での配置をしていこうかなという風な事を考えているところです。ですから、あえて非常勤としての多分、これに一人一人職員を入れていきますと、数が足りません。そういうことで御理解いただきたいと思います。ほんとでしたら、これは消すべきだったんですが、そのまま出ていってしまって、内部事情が出ていってしまって申し訳ないと思っています。

○ 議長(金城英雄)

6番 宮里祐司議員。

○ 6番 (宮里祐司議員)

はい、わかりました。やはり、この商工観光振興という部分ですね、商工会であり、あと事業者であり、綿密に連携を取るような職員でなければ、ほんとに観光振興には絶対つながりませんので、これはやっぱり人事配置の部分が気になりましてので、その辺よろしくお願いします。

○ 議長(金城英雄)

2番 中村秀克議員。

○ 2番 (中村秀克議員)

1点だけ、政策調整監ですが、先程、村長が言ったような人材交流で金銭的な物は、相殺して心配ないという事なんですが、この方が住まわれる宿舎等々に関しての経費は自己負担なんですか。村が持つんですか。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

今の所、県持ちです。すべて、今の所、派遣して来る職員については、県で支払っておいて、お互いに、あとで調整をするという事になっております。

○ 議長(金城英雄)

2番 中村秀克議員。

○ 2番 (中村秀克議員)

じゃあ、また経費は県が持ってくれるという事ですね。調整してやって行くと、できるだけ村の負担にならないような取り組みをしてもらいたいんですが。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

今、村から出ないようにというお話ありましたけど、当初は、いわゆる制度上、村で当初から持ちなさないという事だったんですけれども、全面、要するに村が持つというのが村持ちだったんですが、お互いに少し調整できるところは、調整するという事での県、村のいわゆる分担受け持ちというんでしょうか。負担という風なことを、今、調整しているところです。

○ 議長(金城英雄)

2番 中村秀克議員。

○ 2番(中村秀克議員)

はい、わかりました。座間味村が有利な方向で進めていってもらいたいと思いますので。

○ 議長(金城英雄)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(金城英雄)

再開いたします。他に質疑ありませんか。 3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

この行政機構図なんですが、先程、宮里祐司議員から、私のやりたい質問は大体入っていますけれども、プロジェクト方式。これは税政課ですか。これは、なぜ総務企画課の係りとして置かなかったのか。 わざわざ税政課を設けたのか、その辺の要旨をお聞かせください。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

やっぱり、政策企画課という場合、一つの課の性質上、財産管理というのは非常に難しいんですね。ですから、企画部門を、ひとつ重点的にやるよという事で、それから、先程のイベントと観光客の誘客についてのプロジェクトは抜くという事で、係りという事での宣伝をさせるという事と、それから、今の質問に答えるとするならば、やはり、ちゃんとした課を置く事によって、私は村民の意識も変わってくる。特に滞納というような所で変わってくるし、それから、もう一つ、お互いに、ひとつ地域で財源を生んでいこうと。決して、いろんな料金を上げるというような事ではなしに、新たな、そういう状況の中で、自己財源を増やす方法があるんじゃないかと、いうような事をするならば、やはり企画の中では、そぐわない、ひとつの性質の仕事という事で、あえて意識改革も含めて、設置する事と致しております。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

税政課を立ち上げて、課長だけになるかも分からない。税政係は、併任辞令を出すという事をおっしゃっていましたけども、この併任辞令を出す場合に、他の、どの課の人たちが併任辞令を出される予定になっているのか、その辺、ちょっとお願いします。

○ 議長(金城英雄)

高良 豊助役。

○ 助役(高良 豊)

只今の併任辞令の件なんですけど、この、今の税政課というのは実際に申しますと、今、固定資産係、要するに住民係がいますよね。そして、今そこに、課長がトップできます。人数的には3名になると思いますが、今、言う各水道とか、いろんな各特会とかの料金関係がありますね。下水道料金とか、国保税とか。だから、そういう時には、今、言ったような形で、この税政課の職員が主体になって、プロジェクトを作って、各担当、各課以外から担当を連れて来て、そこで徴収計画を作って、要するに、納期が何時頃は、じゃあ、全員で、どういう滞納の徴収活動をやろうなという計画を作って、それに基づいて、徴収率アップを図るという形で併任辞令を出して、村長が言う自主財源の確保、要するに滞納とか徴収に力を入れるという事で新しい税政課という形で作っている訳です。ですから、今までの政策面の時には、政策課の場合は、ほとんどが、今言う企画とかで観光関係のプロジェクト等と、今言うサンゴ保全ですか、環境保全の形でやっていたんだけ、これでは、今の税務担当が、まだ本格的に徴収関係に力を入れられないという事で、じゃあ、これを、専門的に併任辞令を出して、各担当を網羅して、徴収とか、そういう滞納の徴収率アップを図ろうという事で、そういう新たな課を作った訳です。以上です。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

わかります。だから、私が聞いているのは、この方式の中から、私が言っているのはプロジェクト方式でやった方がどうですかとは言っているんですよ。だから、何課と何課と何課に、その併任辞令を出すかと私は聞いているんであって、そこをぐちゃぐちゃ、ああだから、こうだからじゃないんですよ。プロジェクト方式というのは、ああ言う風にして集めた方がいいんじゃないですかと、私は言っている訳だから、どの課とどの係が、その併任辞令を受ける予定なのかと、私は聞いているんですよ。そこを簡潔に答えてください。

○ 議長(金城英雄)

高良 豊助役。

〇 助役(高良 豊)

只今のプロジェクトは、じゃあ、何課に置くかという事ですね。これに対してお答えします。これは、 建設課とか、船舶課とか、経済建設課ですね。下水道関係とかあります。あと環境衛生課、それと住民 課にもありますね。国保税とかいろいろ。そういう課の担当に併任辞令を出す予定であります。以上で す。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

本来は収入とか、そういう物の関係というのは、やっぱり会計課か、どっちかといったら総務課の方で収集するじゃないですか。だから、そこにプロジェクトチームのリーダーを置いて、新しく課をつくるんじゃなくて、そこにプロジェクトチームを最初から作るという形の方にしていかなければ、逆に、言えば、次にちょっと質問ですけどね。座間味村は観光が、今、非常に落ち込んでいますよね。一番の財源確保のできる事業なんですよ。観光が。だから、逆に、それは税政課じゃなくて、商工観光課を作ってね。そこも同じように船舶も、総務もプロジェクトメンバーを作ってやるべきじゃないのかなと思うんです。だから税政課は、逆に総務課の一つの係りにした方が良いんじゃないかなと、私はそう思うんです。そうじゃないと、課が、また増える事になりますので、今まで、ずっと縦割り行政でやってきていますから、例えば、那覇出張所に1人、経済建設課の中の観光商工係を作るとなると、全然違う動きが出てくると思うんです。今、一番必要で力を入れないといけないのは何かと、言う事を、先ず、考えないといけないんじゃないですか。私はそう思うんですけどね。お願いします。

○ 議長(金城英雄)

高良 豊助役。

○ 助役(高良 豊)

ですから、観光の誘客、要するに推進関係は、今言う商工関係ありますね。そこにやってもらう。この、今言う税政課というのは賦課した後の徴収です。ですから、今おっしゃった通り、提言は大変大切

だと思います。ですから、それを分けて向こうで商工関係は、今言う観光関係の推進を図ろうかと。そういう形で事業を伸ばす方向は向こうでやる。ただ自主財源の確保は、今言う税政課のプロジェクトで自主財源を高めようと言う事で、今やっている考えであります。おっしゃる通りにそういう形ではありますよ。以上です。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

先程、会計課のお話が出ましたけれども、これは、今、離島地域ですけれども多くはね。今度、会計がいわゆる会計管理者という一つの役職になるんですね。それが、例えば別の仕事を兼務できるかということで、いろいろ離島地域から、できたら兼務させてもらいたいという事ですけれども、これは、だめだという事で、確かに、今、金城議員のおっしゃった提言、非常にいい形で、あれに賦課できたらいけると思ったんですけれど、これは、また法的に少し難しいと言う事で、今、これは避けた所であります。そう言う事で、ひとつ御理解いただきたいなと思います。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇識員)

はっきり言って、現在のままのやり方では、私は、このあり方では、まだ納得できないなと。課の編成も、もうちょっと詰めてやって欲しいんです。これ、このままだったら、私は絶対納得いかないです。今、全部縦割り行政で弊害がそのまま入っているような気がするんです。確かにプロジェクトどこに乗っているか併任辞令だけは出しますと、言うんだけれども、何処が中心になっているか、全く分からない部分があるんです。このプロジェクトが、実際にね。これを、このまま「はいどうぞ」といったら、私らは納得できないんです。もうちょっと強化の部分で、どこが非常に強化すべきものなのか。その辺まで、立ちいった形をしてもらわないと。経済建設課の中で、商工観光係をするというのは、私は絶対反対なんです。これは独立させてやらないと、はっきり言って独立させて、中心にもっていかないと観光客をどんどん入れましょうという企画にはならないと私は思っていますのでね。非常に力が弱くなっているんです。観光に力を入れないといけないのに、観光の力をそぐような形になっていっていますので、はっきり言って、この辺を、もうちょっと再考していただきたいと私は思います。以上。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 7番 宮里清之助議員。

○7番(宮里清之助議員)

この企画、失礼ですけど、内部でどのように審議されたんですか。ほんとに具体的な使命者になり、組織となる機能が、話し合われているとは思えるような答弁がされていませんけど、じゃないかとか、全然イメージが湧きません。先程、非常に残念な事に、副村長制度と非常に関連する話でありまして、そう言った重要な課題について、その手法を置いて中心にプロジェクトなり、その課の編成なりやっていただければ非常に、分かり易かったんですけどね。それがなされていない。それと、県から政策審議官を持って来るという事ですけど、果たして、ほんとに機能するんだろうか。非常に疑問に思っています。赤字自治体では、よその地域における現状を把握されているとは非常に思えないような組織配置です。

議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

私は組織編成に付きましては、現在、執行部でのトップは助役でございますから、助役をトップにしまして、課長に特命をしまして、その組織を議論していただきました。これを、いわゆる庁議に付して、そう言う風に決定して来た所でございます。ですからプロジェクトチームに付きましては、先程の金城議員の質問にも関連しますけれども、これは、近々プロジェクトチームというのは、もう縦割りを外してやっていかないといけないと思うんですけれども、すべて、こう言う事で期待するよと、言うのは非常に過酷な感じはするんですけれども、今回、やはり県から来ていただくそういうプロも一緒になって、じゃあ組織はどうあるべきかという物を、再度議論をして、やはり皆さんが良しとするような御意見をいただきながらやって行きたいなと言う風に思っております。今回は、いろいろと村政上、そう言う皆

さんへの御相談を申し上げる機会が少なくて、あれだったんですけれども、もう少し専門的に、そのプロジェクトチームと言う物をひとつ考えて行きたい。私としては平成 17 年度の施政方針の中に、プロジェクト方式を採用して、組織を運営して参りますと言う事を、平成 17 年で、ひとつ表明をしておりますけれども、まだまだ、内部では、それを動かすだけの蓄積がなかったと私は判断しておりまして、追って、そういう方向に持って行こうと思っております。ですから今回、このひとつの流れの中で、プロジェクトチームにも似たような、先程、税政課を中心とする、いわゆるプロジェクトチーム。あるいは観光を中心とする、いわゆる観光のプロジェクトと言う風な事を、ひとつ、ひとつ研究というんでしょうか、これから、試して行きたいと言う風に。それが、上手く行くようでしたら、皆さんから、今、御提言のあるような形で、早い時期に作って行きたと言う風に考えております。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 7番 宮里澗之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

これまで何度も機構改革されたり、いろいろやっていますけど、一番の障害は、権限の移譲だと思います。権限を委任して、法的な根拠を与えて、次に任せないから物事が進まない事だと思っています。そう言った意味での、今度の法律の改正による副村長制度は、非常に良い制度だと私は考えていたんです。そう言った意味で、それを排除して、特命、これまで旧態已然たる形での任務のさせ方について、今後、そう言ったいろんな問題が打開できるとはとても思いません。この辺について、十分、副村長制度を再考してもらいたいと思っています。

○ 議長(金城英雄)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 6番 宮里祐司議員。

○ 6番 (宮里祐司議員)

私は、この財政課の部分に関して、わざわざ課を新設して行うような事ではないと思います。先程も おっしゃったように、助役が各課の課長もしくは担当でプロジェクトチームを作って、この未収事務で すか。それに当たるべきだと思います。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

私が先程も申し上げましたように、もう1回、課の再考をして出していただきたい。今日、私は、この機構図では賛成できません。以上です。

○ 議長(金城英雄)

次に、原案に賛成者の発言を許します。 8番 宮平秀保議員。

○ 8番 (宮平秀保議員)

今まで、前からの要するに、本来なら、なかなか、今まで収納ができなかった。と言うのは各課に、それなりの仕事の持ち分とか何か色々があって、それで、やはり、このプロジェクトを作った方が、今までの未納と言うんですか、これの回収がしやすい。直に膝を交えて話ができる。その支払い計画ですか、そう言う物を作成して、ですから、今回、私はこれができた事によって、かなり、その収納率が上がるんじゃないかと、私はそう言う風に見ています。ですから、やはり、そう言う機能をしっかり出して、今の何千万円と言うお金の支払い計画をきちんと出してもらって、それで1軒1軒当たって、この水道料金の未納とか、家賃とか色々あるでしょう。沢山、多岐に亘っていますからね。ですから、そう言う事で、私は、これに対して賛成します。以上です。

○ 議長(金城英雄)

1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

私は、この助役を中心に課設置条例というのが十分じゃなくても、審議がなされたんじゃないかと思っております。確かに不足とか、いろいろ縦割りとか、なんとか言う事もありますけども、先ず、私は、これでスタートしてやってね、そして、何時でも改廃できますよ。だから、先ず、もう4月ですよ。新年度スタートしますから、先ず、これを、一応、尊重したくはないけど尊重して、そして、今後、良いんじゃないですか、例えば自己財源の徴収と言う事になれば、プロジェクト班もあるし、それから専属にね、また、どう強化するかと言う事も出て来ると思うんですよ。だから、一応、先ず、これでスタートして行っても良いんじゃないかと言う事を申し上げて終わります。

○ 議長(金城英雄)

これで討論を終わります。

これから、議案第4号 座間味村諜設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

異議がありますので起立によって採決します。 原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数です。したがって、議案第 4 号 座間味村課設極条例の一部を改正する条例については、否 決されました。

日程第6·議案第5号 座間味村渇水対策基金の設置管理および処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

振り替え運用の第6条、村長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を会計現金に繰り替えて運用することができるとありますが、これに、議会が何処にもタッチできないようになっているんです。私は、これの中に、期間及び利率を定めて、議会の承認を得て運営する事ができると言う事が入るべきじゃないかなと私は思っているんです。ここには議会の同意が何処にもなされていないと。要するに村長が決めたら繰りかえは自由にできますよと言う事が謳われているんですね。これは、議会の承認を得ると言うのは何処にもないんですよ。これに、ついてちょっと。

○ 議長(金城英雄)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(金城英雄)

再開いたします。他に質疑ありませんか。 7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

この企業から頂いた基金ですね。善意で渇水対策に使うようにと言う事で頂いた基金ですけど、条例の中で、渇水対策基金を対策に使うようにと言う事がありますけど、その点について、御理解を得られたかどうか。よろしくお願いします。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

この基金は、沖縄セルラーから地域振興のために使って下さいと言う事で頂いたお金でございます。

それで、その時に私から、逆に、そこの社長に申し上げたのは、今、座間味村は水に非常に困っておりますので、水を、ひとつ中心とするような使い方をして行きたいと言う事で、題名も渇水対策基金という、ちょっと正確な名前は、今、出ていないんですけれども、そういう形で条例を作った所でございます。そう言う意味合いでは、頂いた先には、一応、了解を頂いていると言う事で私は理解しております。

○ 議長(金城英雄)

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

いわゆる。これは特定目的基金と言われているやつですね。これが、一般会計に繰り替える事できるか、どうかと言うのが、非常に問題があると思うんですけど、地方自治法、それから地方財政法ですか。地方自治法第241条2項、確実かつ効率的に運用しなければならないという基金と地方財政法の4条の3項の3ですか、そう言った事があるんですけど、この確実な、今期の運用という物で、一般会計に入れるか、どうかと言うのは、非常にあやふやな部分があるんですけど、実際、確実な運用方法が法的にできる訳ですね。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

一般会計に一遍繰り出して、いわゆる目的的に使って行くという事で、大きくは、今、非常に座間味村が財政的に逼迫しているのは、環境投資に関すること。特に、この中で簡易水道に、多く充てるような形で、今、持って行っております。ですから、すべて簡易水道という事では、なしに、環境とそう言う面で、地域のために、ひとつ一遍、貸していて下さいと言う事でございます。ですから、そう言う意味合いでは、いわゆる法律的に運用して行くという考え方に、私は間違いないんじゃないのかなという感じがしております。

○ 議長(金城英雄)

7番 宮里清之助議員。

○ 7番 (宮里清之助議員)

こちらの条例の方じゃなくてですね、運用の方で、こう言う風になると思いますけど、その効率的という事で言われていますけど、実は座間味村の基金が、ほとんど、今なくなって、ほとんど、少なくなっている状況ですね。結局、この間、財政が悪化する中で、ほとんどなくなって来ていて、すごく多い時で、7、8億円ありましたでしょうか。基金の方、その他の基金を入れてですよ。それが、ほとんどなくなって、この 10 年間、要するに何十億円という借金が増えて、公債費率がこれだけ上がっている訳ですね。それでトラの子の1億円の基金を、また繰り替えと言う事で運用する訳ですけど、自主的には、渇水対策の基金としての弾力的な目に見える形での運営は、もうできなくなると言う事なんですよね。そこら辺は、もうちょっと自助努力なり、別の形での予算の組み方ができないものかどうか。事務の理解が得られるものか、どうか非常に疑問に思っています。そこら辺についてはどうでしょうか。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

〇 村長 (仲村三雄)

只今の御質問ですけれども、確実に、そういう方向で使って行くという事で、ひとつ村民の皆さんに も御理解を頂きたいと言う事でございます。如何いう事かと申しますと、先程、かなり投資が増えてい ると言う事ですけれども、私は、この島は観光の島で、ダイビングの島であると。

この時に、今、金をつぎ込んで来た下水道、それから、ゴミ問題、今、溶融炉が完全に稼動はしていなんですけれども、あれも、動かせば他にはない、いわゆる地域の環境を守る施設として、大きい財産だと思っております。ですから、今、施政方針でも私は述べましたけれども、座間味村は、その観光客が増えて行く中で、下水道をそのまま放置して行ったら、この海は 10 年では、壊滅状態になるよという事が指摘されて、先ず、私の前任者から、その下水道の整備という物に着手して、私の方で全部管理しました。

それが、今、財政を圧迫している中身でございます。そこを、ひとつ皆さんが、この地域として御理解、頂かなければ、もう村のあり方と言うんでしょうか、これが進まない事になると思います。それで、私は、今、一生懸命やっております事は、この地域で、別途で、要するに借金をして財政を圧迫してい

ると言う事では、なしに、やはり、この地域の環境を守るために、これだけ投資しておりますと言う事で、あちこちで皆さんにも PR している所ですけれども、その事は、介あってか知りませんが、交付税で、やはり離島のそう言う状況は見殺しにできないと言う様な事で、交付金のいわゆる小規模自治体、特に離島地域への配慮というのが、そろそろ見られるようになってきたと言う事ではないかと。これが確実そうだとは言いませんが、ある議員、国政の場の先生方に聞きますとそう言う風な形で離島のゴミ問題、それから環境保全問題、これは見過ごす訳には行かないというところまで来ているんだよという話は伺っておりますので、近々、そう言う、いわゆる環境保全のための何か形が出てくるんじゃ

のゴミ問題、それから環境保全問題、これは見過ごす訳には行かないというところまで来ているんだよという話は伺っておりますので、近々、そう言う、いわゆる環境保全のための何か形が出てくるんじゃないかなという淡い期待を持っているところでございます。ですから、そこら辺、我々は村民としてほんとに、そこら辺を理解して進んで行かないと、ほんとに、この座間味村の下水道をずっと垂れ流しておいて、もうサンゴはだめでしたよと言って、気が付いた時には遅かったと言う事にはならないようにしてきたのが、これまでの財政の投資の仕方ですので、是非、ここら辺は、ずっと御理解、御理解と言っているんですけれども、御理解賜りたいと言う風に思っております。

○ 議長(金城英雄)

6番 宮里祐司議員。

〇 6番(宮里祐司議員)

第6条に関連するんですけど、この確実な繰り戻しの方法ですね。これをお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長 (金城英雄)

高良 豊助役。

○ 助役(高良 豊)

先程も村長から説明があったように、今言う予算の編成の仕方、見積もりの仕方が、例えば、大きなウェートを占めているのが交付税であります。ですけど、交付税があまり多くも見積もれないものですから、ある程度、前年度の実績とか、ある程度、承知で基づいた形で控えめという形でやっているものですから、トータル的に、今言う 7,500 万円ですか。そういう財源がどうしても足りないという形になっておりまして、じゃあ、この予算を執行していく中で歳入とか、そういう形で、ある程度予測以上に入ってきた場合には、今言うように一括で払える金額にもなるし、あるいは、また 3 年で確実に、分割して払えるようになったりする。これも例えば決算にも、今、見込みで大体ある程度の数字は掴んでいるんですけど、これも、また多く見積もる事ができないんですが、どうしても、今言う歳入が、ある程度押さえている訳です。ですから、仮に、それが確定するまでの間、その財源を繰り替えて、使わせてくれというお願いでございます。以上です。

○ 議長(金城英雄)

6番 宮里祐司議員。

○ 6番 (宮里祐司議員)

今回の基金、例えば、扱った場合、平成19年度、20年度ですね。何年度の予算というのは組めるんでしょうか。

○議 長(金城英雄)

仲村三雄村長

○ 村長 (仲村三雄)

来年も、今年と同じように、大体 1 億円程、金が足らないと思います。財源上ですね。収入上。ただ、しかし、そこで、今、是非、これからお願いしていきたいのは、新型交付税。座間味村は 600 万円増えると聞いてありましたけれども、そういったようなところで、いわゆる座間味村が抱える特異性というんでしょうか、同じ村内に、例えば隣村なんかですと一島一村であると。ここは、多島一村である。そういったような、ひとつファクターが認められるような形でいきますと、そういう交付税も増えて参ります。そう言ったような努力をしながら、次年度に向けて、すぐ、この予算を皆さんに御承認頂きましたら、次年度に向けて、どういう形で予算を組むのか。これを、ひとつ、すぐ始めたいという事であります。ですから、今回は、こう言う風に借りましたけれども、できれば、この金を返して置いて、また同じように立て替えて走るのか。そこら辺、よく分かりませんが、絶対に組めるようにします。

それと、今日、話す事ではないんですけれども、実は座間味村単年度で36%にも、公債比率がなるという事で騒がれたんですけれども、今度、いわゆる国からの交付金等々の考え方が変わってきます。特

に臨時財政調整債ということで、これまで借金をしてきたもの、地域にですね。いわゆる借金の繰り延べをするという事で、一番、公債費比率が高くなったのは、これがなくなってきたから。これは、平成18年度までとしてあって、それがない物として、これを積み上げたのが数字だったんですけれども、今、国からは、ひょっとしたら平成21年までは、続けるだろうと言う風な情報などもありまして、そういう情報で、これを作り変えましたら、最大ピークで3%落ちてきます。平成21年度からは、もうたまって、いわゆる借金が増えないですから、下降になって行って、確実に正常に戻るのは平成25年以降という風な感じになっていますね。ちょっと、今、数値はあれですが、あとで、この議論の時に、ちゃんとお示ししますけれども、今、大まかな流れとしてお聞き頂いてもらいますけれども、こう言った様な事で予算は、やはり、村政を預かっている訳ですから、各家庭の家計簿と同じように、これが成り立つようにしていくのは、私の仕事ですから、それを、ひとつ見守ってもらいたいという風に思います。

○ 議長(金城英雄)

6番 宮里祐司議員

○ 6番(宮里祐司議員)

はい、わかりました。今のお話の最初の方に、ちょっと戻るんですけども、要するに、今ある基金ですね。大きい金額だと思うんですけれども、要するに資本金的な部分でもあると思うんですよ。言い換えればですね、運営するための重要な資金ですので。この資金を使って平成 20 年度の予算を確保するために、少し使いたいと言う事ですか。要するに平成 20 年度の予算を確保するために、いろんな環境の整備をしたりだとか、そういう部分にも充てたいというお考えなんですか。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

ちょっと、今、話が少しかみ合っていないんですけれども、こういう事です。昨日の施政方針でも申し上げたんですけれども、今、村に金が入ってくるという方策は、地方債、地域の再生計画というのを作るという事が、非常に、大きな、これからの自分たちの財政を確保していくという事業になります。それで、私としては、どうしても、今年、平成 19 年度は、そういったような事業をやる中で、今まで確実に削られてきた交付税、それを補う形で交付金をいただいてきたり、それをするには、やはり地域再生計画というものを出して、やはり財政の健全化を図って行きたいなという風に考えておりまして、これは、これからやることですから、来年の今ごろ、実は、こう言う事がありましたよという話になるかもしれませんので、そういう事をやりながら、やはり、私としては、この座間味村の財政というものを、いわゆる、もう、これで終わりだよ、組めないよという状態は作らないという事で考えております。ですから、今回の組み替えも、そういう意味合いで、今回、走れば、確実に次年度に向かって進んでいきますので、これが、ここで立ち止ってしまいますと、少し足踏みをしないといけないので、ひとつ御理解を頂きたいという事であります。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

渇水対策基金の改正に対する案に対して、渇水対策基金、当初の目的の通り渇水対策以外に運用をしてはならないと思います。以上です。

○ 議長(金城英雄)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長 (金城英雄)

賛成者なしでございます。討論なしでございます。

○3番(金城善昇議員)

議長、採決を入れる前に、休憩を入れてください。

○議長(金城英雄)

休憩します。

○議長 (金城英雄)

再開します。

これから、議案第5号座間味村渇水対策基金の設置管理および処分に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 5 号 座間味村渇水対策基金の設置管理および処分に関する 条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○ 議長(金城英雄)

休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(金城英雄)

再開します。

日程第7・議案第6号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてから、日程第11・ 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について までを一括議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

先ず、議案第6号なんですが、4枚目ですか。第26条中、別表第2を別表第3とし、次の通り改めるとありますけども、別表第3、外国旅行の旅費の中に、日当6,000円というのがあるのですが、どういう基準で、その日当6,000円というのがあるのか。また国内旅行の場合はどうなっているのか、ちょっと御説明を願います。

○ 議長(金城英雄)

大城晃総務課長。

○ 総務課長(大城 晃)

只今の質問、議案第6号の中の一番最後のページです。第26条中別表第2を第3とし、次の通りに改める。この別表第3の外国旅行の旅費、これ自体は、全然、前の条例と変更はありません。下の方の宿泊料については、表内の宿泊料を上限として実費支給するというところの下に、領収書のないものは宿泊料の半額とするというのがあったので、そこを整理しております。質問の日当なんですけれど、前の条例がそのままだったという返答だけではおかしいので、近隣の市町村、それから県内、国内の自治体の市町村の条例には国内旅行には日当を設けないと。外国旅行においては日当を設けるという条例が前例としてあったので、いわゆる先進事例をそのまま採用したかと思います。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

これは、次の7号、8号、9号もそうなんですよね。8号は違いますかね。外国の場合だけ日当6,000円というのがあるというのが非常に不可思議なんですよ。国内旅行はないと。でも外国行くのはなんか特別なのかなと言う事なんですよ。私が言うのは。できれば、そこも逆に日当をなくしてもいいんじゃないかと私は思っている訳なんです。逆に、国内で自分たちが出張に行っても、今、ゼロですよね。はっきり言って、これ、全く同じで、何で外国のものを削除できなかったのかと、そういう案はなかった

のかということなんです。その辺もちょっと、先進事例があるからじゃなくて、そこまで気がつかなかったのかということですね。要は。その辺が私はちょっと気になりますけども。

○ 議長(金城英雄)

大城晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

今回の改正の趣旨が、いわゆる実費支給をするという事のみの改正内容と意識していたもので、そこの、ところは前回の条例から変わっておりません。只今、金城議員がおっしゃる通り、なぜ外国旅行に日当があるかという、いわゆる他の自治体、県内、国内の自治体を見習っただけなんですけど、そこの、なぜというところまでは気がつきませんでした。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

只今の、あれは次の定例会で、そういう物を、逆になくす条例、削除する方法といいますか。そこまで持って来てもらえないでしょうかね。私は以上です。

○ 議長 (金城英雄)

他に質疑ありませんか。 7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

7号議案、8号織案、9号議案、関連しますのでいきます。7号議案、村長の給与関係の話が出ていますけど、座間味村は財政が厳しいところであり、より村長の強い意志を、指導力を発揮していただくために給与53万6,000円を、さらに下げていただかないかと。あと10万円位。そういった事をやると職員、全然気持ちが変わってきます。村長自ら、そういった形での意気込みを見せていただきたいと思っています。この7号議案、8号議案、9号議案、一律7%カットみたいな感じになっていますけど、実際、その一律というのは、どういうものかに対して、非常に疑問を感じています。特に我々、一番低い方で10万4,000円まで下がるんですけど、1万円でも全然違います。そういった意味で、その位のを見せていただければ9号議案についても、我々は、何も反対する理由はありません。ただ、そういった意味で同じ議員も、村長も同じ7%では納得しないと思いますので、その辺どうでしょうか。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。大城晃総務課長。高良 豊助役。

○ 助役(高良 豊)

只今、村長も、議員も、なぜ一律かという事なんですけど、これは、もともと基準の引き方が村長に対して、議長が幾ら、何パーセント。そして議長に対して、副議長とか、各議員もこの率でやってきたものですから、そして、これも行財政改革の要するに大綱に載せて、何年までに30%カットをしますよという計画的にやったものですから、そういう一律という形の率をやっています。そうしないと、今までの村長に対するパーセントが全部崩れてくるものですから、そういう形で最初から、一律じゃあ4、5年前からの、あれで一律、同じ率でカットという形になってきています。今言うように、村長がもっと削った場合は、この率は全部つぶれていくんですよね。村長が、例えば、今言う10%カットした場合には、今までの流れからしますと、じゃあ、議長は幾らなのかという形で、これも、また率を変えて行かないとならないものだったものですから、そこで、今言う踏襲といいますか、形を一律にしています。すいません。

○ 議長(金城英雄)

7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助議員)

今までの流れが崩れてしまうというんですけど、実際、破綻さえしてしまえば、なんてことはないですね。夕張市が 25 万円位落ちたんですね。結局、そういった事で、そうならない前に、士気を鼓無する上での、そういった前例とか、慣習とか囚われずに、そこらの意思を見せて頂きたいという事と、今、助役がおっしゃられた一律、行革のプランとか大綱とか言われていますけど、そういった形、マニュア

ルに基づいて行革を進められても、なかなか進まないはずです。ポイント、目玉そういった形での集中的な予算の配分なり最初の方にやって行かないと、なかなか乗り切ることはできないと感じています。

○ 議長(金城英雄)

仲村三雄村長。

○ 村長 (仲村三雄)

只今の他の破綻した地域の給与なども参考にしながら、座間味村長の給与も考えるべきじゃないかということでありますけれども、やはり私はこう思います。この給与面につきましては、職員の給与には私は手をつけるなということで職員の給与は今温存してありまして、その3年前か。行政改革このプランを作成するときに、やはり30%をカットして行こうという、ひとつの目標を定めて、ひとつ段階的にやってきて、今年度で30%を達成します。その間、やはり、私の給与は自治法の給与にも連動しておりますので、私が削りますと、議員の給与も下がって行くという風な形になっておりますから、やはり皆さんの周囲を見ながら、いわゆる集中改革プランというのは作った訳ですから、一応、それに則って、やることが大切じゃないかなという風に考えております。そういう意味合いで削って行く事に対して、確実に、その費用は何に使うよという形で削って行くならば、それはやった方がいいのかなという感じはするんですけれども、今の段階、今日の段階では、私はそういうひとつの流れを踏襲してきた訳ですから、今日、ここで削りますとか、削らないという答えはしないでおいた方がいいのかなという感じはしております。

○ 議長 (金城英雄)

他に質疑ありませんか。 1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

本来、なんで特別職、教育長、議員の報酬が一律に 7%ということなんですけどね。これは一つの行革の一環だと思うんだけど、ただ、これは隣村等の状況 隣村、渡嘉敷村、いわゆる近海離島の市長、議員、助役はどうなったか、教育長ということも考えないといかないです。本来は、給与の体系の計算というのは、村長が 10万円なら、これに対して助役が幾ら、9.5%とか、収入役幾ら、教育長幾らという事で、それで議員は、長に対して、100%に対して、議長が幾らと、80何パーセントというので、これで今までやってきてるんですよね。これはおわかりですね。教育長ね。これが、今までのやり方なんです。だから、さっき、疑問に思ったのは、一律 7%というのがおかしいと言っている訳です。だから、それも、今、村長が言ったからいいんだけど、ただ、今後、私も、ここで資料を本当は出してもらいたいんです。これには、一応ないけど、隣村の新年度の状況、足並み揃えないといけないんじやないかとか、あるいは独断でもいいんじゃないかと。これは要するに、我が村の財政状況でやっているんだからいんじゃないかという事は、今後は、そういう事になるかもしれないけどね。そういう形で、ひとつ、この今日資料があったら、近海離島市長と議長、教育長のものを出してもらいたいと思います。お願いします。

○ 議長 (金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

同じ7%で、カットしていった場合に、その金額出ますけども、はっきり言いましたら、さっき宮里清 之助議員が話していましたように、私も最初からの、このランクの者と、このランクの者が同じように 7%でもっていくと、今、はっきり言いまして、私たち勉強中なんですけど、政務調査費も何もないですよね。ゼロなんですよ。那覇にいろんな勉強をしに行こうとすると、今、もらっている報酬で那覇に行って1日1泊するだけでも1万円以上なくなっている訳です。2泊したら、もう2万円ですよ。十分な、逆に言えば勉強もできないんですね。今でも、大変なのに、さらに落とされた場合に、政務調査費というのを設けてくれるのかどうか。船をタダで往復させてくれるのかどうか。そういうのまで含めて、やっぱり考えてもらいたかったなというのがありますね。正直言って。仕事も休んで行く訳ですから、収入はありませんよ。さらに、これで使っている。何にもないですから、逆に言えば、これから若い、ほんとに自営業で、会社やっている人じゃない限りは議員になる人もいなくなってきますよ。議員活動を私たちはもっとやろうという事で、いろいろやっていますので、動けば動くほど自分の仕事を手放して行く訳ですからね。その分だけ、逆に報酬費を下げる分だけ、政務調査という形で作ってもらえるのかどうか。逆に言えばですよ、やる人も、やらない人も一緒の金額でも、おかしい訳ですからね。低く設定して、ほんとに調査とかある場合に、執行部と一緒に行く場合だってある訳ですよ、逆に、

今からは。皆さんも一緒に行きましょうやと。いう時に、そういう時に皆さんは出張費が出ます。自分たちは、自腹ですよといったら、これは通らない話なんですよ、逆に言えばね。今の場合、行ったら金がなくなるからもう行くなと。勉強しに行くなみたいなものになってくるわけです。その辺をよく考えて、いただきたいなと私は思っております。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 1番 宮里順之議員。

○ 1番 (宮里順之議員)

先ほどの資料は提出してくださいね。すぐできますか。そしてもう1つ、今回の予算に計上された特別職の村長、トータルで幾らの節減。7%節減することによって、どのぐらい出ているかということも含めて私に報告してください。

○ 議長(金城英雄)

大城晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

先程の近隣の市町村の村長含めて、特別職の給与というのは、今ちょっと手元にはありませんので、後ほど資料を提供したいと思います。節減効果の話なんですけれど、総額できます。村長、助役はなくなりましたけれど、教育長、それから議員、その他の特別職の報酬、給料、期末手当、それから共済費、全部含めて 2,545 万 2,000 円の節減になっております。

○ 議長(金城英雄)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(金城英雄)

再開いたします。 大城 晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

只今の金城善昇議員の政務調査費、それから議員の活動に対して、これから何らかの優遇措置があるかということでは、庁内は、もちろんなんですけれど、県庁にもできるかどうか。そして事例があるかどうか、調査して、後ほどお答えしたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員.

○ 3番(金城善昇議員)

早目にですね、私らも動きやすいように。はっきり言ってインターネットだけでは足りない部分があるんですよ。各市町村、行って、いろいろ困ったことがあるので、相談をしに行くにも、やっぱり顔が見えた方がいい訳ですから、電話で「どうね、ああね」と言ってもダメなんですね。そういう物で、この島を良くするためには、議員も動けるように、そして住民と直接接触できるような形、説明できるような形でやって行きたいので、前向きに持って行って欲しいと思います。以上、ありがとうございます。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員

○ 5番(金城勝英議員)

今、7号議案から9号議案の関連でございますけども、給与に付きましては、もう皆さんがよく分かるように、大変、多く取った方が非常に良い訳でございますが、このように7%というのは、非常に大きなカットでございます。これは、今、議会議員の件でございますけれども、普通は総務課長と、または助役を一緒に、議長等を呼んで、事前に、前年でしたら調整をやっておりました。だけど今回は何もなくて、ただ簡単に7%切るからやってくださいと。このようなことでは、今、議員全員、ほんとに憤

慨して、この前、協議会の後に返事するからということでやりました。そしたら全員一致団結で、現状維持という事になっておりますが、このように 7%カットがきておりますが、これは、今日、これが終わるまでどうなるか、はっきり分からないんですけれども、だから人間というのは動く動物ですから、やはり皆さん方の気持ちをほんとに伝えてくれば、こちらもくると思うんですが、一方なりなことをやった場合は、絶対、議員としましても許してはいけないなとこのように考えている訳でございます。それで今回 7%という事であるんですけども、7 号、8 号は、そのままスムーズに行くかも分かりませんが9 号議案においては、ちょっともめるかも分からないですから、前もって、私は、今言っている訳でございます。それから 10 号議案でございますけど、特別職の非常勤の報酬についてでございますけども、こちらの方に機械設備管理委託と、情報ネット委託が20万円あるんですけど、これはどういった仕事なのかお聞きしたいと思います。

○ 議長 (金城英雄)

大城晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

只今の質問の議案第 10 号、番号 30 番の情報ネットワークの嘱託員のことですか。今、総務の方で現在広報、それから情報を担当している職員のことです。既に、今、嘱託している職員です。29 は環境衛生課の方で水道、下水道の機械設備を管理している職員です。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英織員。

○ 5番(金城勝英議員)

良く分かりました。このやはり 20 万円というのは、年間 240 万円になる訳ですね。高等学校を卒業して、大学を卒業して、役場に入った時に、多分、初任給が大学卒業で 15 万円足らずだと思います。こういった場合において、ほんとにこれが、これだけの仕事をやるからと言って、ほんとに適した給料なのか。これは、ほんとに私としては、中年の課長級でも、これだけもらっているのは、いるかいないかだと思いますよ。だから、こんな者おいて、行革の推進と、こちらの方に良く理由が行革推進と書かれているんですけど、行革というのは、どのように行革するか。今の、見たら何も進歩も得ていないですよね。だから、今までは 20 万円、あったが、予算が足りないから 18 万円にやるとか、19 万円にやるとか1つ落としてくれば議員とか何かの給与のカットだとか、何だとかは良く分かるんですけど、こんなもんで、そのまま上がってくるというのは、どうかと思います。

○ 議長(金城英雄)

高良 豊助役。

〇 助役(高良 豊)

只今の嘱託員の給与に関してですけど、今回、正式な、例えば本採用になった職員であれば、今言う 年齢的な経験で、幾ら位の給与をもらうことができるかという形で、これを査定した場合において、前 年度より上がった形で、これも上限をいっぱい使っているんです。実際、職員との比較をした場合に、 もうちょっと行くところをボーナスとか、そういう手当を入れたら、そこは、もう嘱託はボーナスあり ませんので、じゃあ、その平均を取ってという形でやっています。ですから、この仕事も単なるインタ ーネットの、あれじゃなくて、一般の職員と同じ扱いという形で、また本務の仕事も持ちなさいという 事で、これは、もう調整済みでございます。以上です。

議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

執行部の皆さんが予算につきましては、難儀をする訳でございますから、これで、よろしいでしょう。 これで終わりたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

同じ、金城勝英議員の議案第10号の別表第1、第2条関係。報酬及び費用弁償にする条例の一部を次のように改正するとあるんですよ。これは、どこをどう改めているんですか。自分たちが条例集を持ってきてこうやって見ないと分からないようになっているんですけど、どこがどう変わっているんですか。

○ 議長 (金城英雄)

大城 晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

すみません。新旧があれば非常に見やすいんですけれど。24 の、その他の 2 までですね、前回から 15% カットしております。

○ 議長 (金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

じゃあ、25から32はどうなっていますか。

○ 議長(金城英雄)

大城 晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

そのままでございます。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

そこは、そのままカットしないで置くという理由は、どういう意味からなんでしょうか。お願いします。

○ 議長 (金城英雄)

大城 晃総務裸長。

○ 総務課長 (大城 晃)

本物の職員を採用するよりは外部に委託するか、または嘱託職員を使うというもの 1 つの行革です。何ら職員と全然変わらないような業務をこなしていますので、月額ということで設定しております。そして、そのまま据え置きをしております。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

これは、先程、金城勝英議員と同じ意見になると思うんですが、この島で 23 万円とか 22 万円、20 万円というのが、ほんとに適正であるか、どうかというのは、何を基準にされてきたのかなと、そう思うんです。他の臨時職員とかに比べてどうなのか。高くないのかと。それで、比較は、私はものすごく高いんじゃないかなと思っているんです。他の臨時職員に比べて。他の臨時職員だったら日当 6,500 円とか 7,000 円だと思うんです。そしたら、大体 22、23 日働いて、15、16 万円あれば、いいんじゃないかなと思うんですけど、これは、何で全部 20 万円か、事務委託員 17 万円なんだけども、事務委託員がね。あとは 20 万円以上じゃないですか。20 万円以上というのは、ものすごく高いような気がするんですけど、そうは思いませんか。

○ 議長 (金城英雄)

大城 晃総務課長。

○ 総務課長(大城 晃)

これは中には、資格を要するような専門分野、もしくは、ちゃんとした資格を持っていなくても専門職という位遺づけで、嘱託をしております。いわゆる近隣の非常勤職員とは責任度が違うので、嘱託員という形の設けをしております。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

大体、看護師とかという関係も、それに入ってくるかとは思うんですけどね。これは、どういう仕事をしているかとか、業務内容を後でよろしいですから、業務内容とか、年齢とかというのは、私の方に 資料としていただきたいと思うんですが、それは可能ですか。

○ 議長(金城英雄)

大城晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

はい可能です。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

私は、じゃあ、これで第10号議案までの案は終わります。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 1番 宮里順之議員。

○ 1番(宮里順之議員)

各委員の報酬、これは予算説明では 15%でやっているということなんですけど、この根拠はなんでしょうか。そして、先程も同僚議員から、月額についてありましたから割愛しますけれども、この 15%の根拠、それから、今、金城同僚議員からありましたように、この条例とか、何とかを提案する場合には、現行と改正を比較対照して、分かるようにしてくださいよ。もちろん、ひも解いたら分かりますよ。親切じゃないですよ、これは。だから、こんなして混乱するんでしょう。そうは思わない、一目瞭然で、ねえ総務課長、それは、是非、事務方としてやってください。以上です。

○ 議長(金城英雄)

大城 晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

15%カットというのは、平成 18年度から平成 19年度にかけて、平成 19年度の予算編成方針において、それぞれ、各分野 15%カットして提案するよと言う事で、概算段階で 15%カットという事で申し合わせております。それから、先程の新旧対照表ですけれど、今後、見やすいように議事の進行のスピードアップを図るためにも、是非、そうさせていただきたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。 お諮りします。本案は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

これから議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

これから議案第8号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する 条例については原案のとおり可決されました。

これから議案第9号座間味村議会議員の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長(金城英雄)

再開いたします。異議がありますので起立によって採決します。 原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数です。

したがって、議案第 9 号 座間味村議会の議員の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

これから、議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 11 号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてから、日程第 16、議案 第 15 号 職員の特殊手当てに関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 中村秀克議員。

○ 2番(中村秀克議員)

先程、触れたんですが 12 号ですね。交流センター使用料ですが、以前が 350 円だったと思うんですよ。これを 500 円に上げて、どれ位の上積収益があるんですか、いわゆる平均値ですけど概算でお願います。

○ 議長 (金城英雄)

金城英幸教育裸長。

○ 教育課長(金城英幸)

只今、質問、交流センターの料金改定をして、どれだけの収入を得るかということなんですが、平成 18 年度の 2 月までの実績、人数で一応お答えしたいと思います。平成 15 年、16 年、17 年と利用者は減ってきておりましたが、平成 18 年によっては増になっているということです。大体児童生徒が約 300 名位。そして高校生、大学生が 150 名ですね。そして一般が 260 名で約 700 名の利用者があって、それを一応見込んで出しております。それでトータルしまして、約 25 万円程の増収が見込めるという計算をしております。

○ 議長(金城英雄)

2番 中村秀克議員

○ 2番 (中村秀克議員)

25 万円は、ちょっと微々たる、あれではあるんですけど、あの施設は 500 円では安すぎるんじゃないかなと思うんですよ。もうちょっと上積みしてもいいんじゃないかなとは思うんですが、とりあえずは、これで進めていいと思うんですが、将来的に、これ以上は赤字だと思うんですが、どうですか。

○ 議長(金城英雄)

金城英幸教育課長。

○ 教育課長 (金城英幸)

運営に当たっては平成18年度も増になっておりますので、社会教育団体等にできるだけ呼びかけて、使用ができるようにして、多くの団体等が使用して、そして収益を上げていきたいと考えております。

○ 議長(金城英雄)

2番 中村秀克議員。

○ 2番(中村秀克議員)

施設としましては、非常にすばらしい施設でありますので、やっぱり、集客を集めるように協力して、いろんな人に利用してもらって、やっぱり、いい施設であれば、口コミでも、そういうのは広がると思いますので、これを最大限に、コマーシャル、宣伝広報等をやって、集客増に努めてください。以上です。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 3番 金城善昇職員。

○ 3番(金城善昇議員)

今、14条の方をちょっと見ていただきたいんですが、12条関係、これは何時間で幾らになっているかというのが分からないんですよ。ただ、何円と書いてあるんですけどね、村内、村外、何円と書いてあるんですけど、これ、どこかに、時間書いてありますか。1日とか1時間とか。書いていませんよね。追加料金も、何に対する追加料金なのかが分からないですね。あと、次のページなんですけど、冷暖房使用料については、1時間当たり、その料金を課す事になっていますけど、1階全室1,000円、2階全室500円とありますけどね。これは、冷暖房かけているかどうか。誰がチェックするんですか。夏は、暖房をかける人はいないと思うんですけども、冷房になるとは思うんですけど。春なんかは、冷房かけなくてもいい時もありますよね。その時に誰が冷房、暖房のチェックをするんですかということですね。先ず、この2つをちょっとお答え願えますか。

○ 議長(金城英雄)

大城晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

先程、御指摘のあった新旧対照表があれば分かりやすいんですけども、例えば、この追加使用料の中の昼間、夜間というのは、時間帯が分からないという事の質問から。先ず、基本的に昼間の基本使用料は、午前9時から午後1時までを、それぞれ1回。午後は、午後1時から午後5時までを1回とする。夜間の場合には5時から9時までを1回とする。それから冷房については、使用申し込みの時に冷房使用かどうか。それと極端な話、冬に暑い日があっても冷房の使用期間というのは前もって、公共施設、すべてそうなんですけれど、できたら、かりゆしウェアーを着ている時間、もしくは、それよりも、まだ詰めて行きたいなと考えています。誰がチェックするという事じゃなくて、申請に基づいて、判断して行きたいなと思っています。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

やっぱり、こういう条例を作る時には、時間は何時から何時までと但し書きとかをそう言うのを入れないと、このまま改正したって分かりませんよ。何を改正したのか分からないし、それと新旧対照表が必要だという事と、課長。こう言う但し書きが抜けていたら、何をどう変えて、良いのかが分からないので、そう言う物を、先ず、最初から、やり直すのが第一ですね。14 号に対しては終わります。

○議長 (金城英雄)

他に質疑ありませんか。 7番 宮里清之助議員。

○ 7番(宮里清之助識員)

行財政改革を推進するということで、12号、13号、14号、合わせますけど、あくまでも使用料金の利用代金の改定ですよね。それで行財政の改革が推進するのでしょうか。非常に疑問に思う内容です。というのは、一番の問題は利用度の問題だと思っています。料金の問題ではないと思っています。あと管理の問題、申請すれば金を取る訳ですよね。申請しなければ取れないですよね。これは運用のあり方が、非常に問題であって、県や国に行財政改革プランを出すための書類としては意味があるかもしれませんけど、果たして、このような実質的に、金銭的にどれだけ影響するか、非常に疑問に思っています。実際、これの改正によって、どれだけの金額の見込みがあるのでしょうか。お願いします。

○議 長 (金城英雄)

大城 晃総務課長。

○ 総務課長(大城 晃)

総合センターの使用については、ほとんど、今、免除の段階で、現在、免除という形で実際は進行しています。それで行財政改革の一環になるかと言う事なんですけれど、行財政改革とは、そもそも、当然、自主財源の確保もひとつのいわゆる財政改革の一環ですので、その自主財源という受益者負担という基本に基づいて、その利用料金を徴収しようと考えます。それから当然、今回、その使用料の値上げという事が含まれていますけれど、使用料の値上げについては村の財政難のため、やむなく値上げせざるを得ないという事で御理解頂きたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

総務課長、行財政改革のために、値上げはやむを得ないとおっしゃっていましたけれども、逆に、これまで、ほんとに取ってきたのかと。総合センターにおいては免除という話がありましたよね。条例でありますよね、使用料ね。だから、これまで全く取ってきていないのに、値上げして取れるのですかという事ですよ。逆に言えば、逆に一番先にやるべきだったのは、元々、値上げする前の値段で、ほんとに徴収すべきではなかったかと。そうすれば、全然、財政の形が変わってきていたはずですよ。それもしないで、値段を上げたら良くなるという、こんな馬鹿な話はない訳ですよ。そうですよね。200円も取れないのに500円、取れますかという話ですよ。いきなり500円ですから、今まで200円上がっていませんからね。「何で急に500円なるの」と言われた時に、多分、これを担当する職員は、住民に物凄い反発を喰らいますよ。その辺は分かって、この条例提案をされているのかどうか。

○ 議長(金城英雄)

大城晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

総合センターの使用料に付きましては、村内、村外という区分けをすると同時に、全部、一律値上げはしておりません。金城議員がおっしゃる通り、これまでは使用料、いわゆる条例に上げながら取っていないという、それが当たり前の事で取れば良かったんですけれど、取っていなかったという事も含めて、村民に対するものは安くしている部分、特に集会場は利用率が高い所、村の人たちにとって、集会場は利用率が高い所。それは村民という枠を設けて安くしています。それで村外の人が、いわゆる申し込みする場合には、また欄を設けて、それは、現在の値段よりはアップさせております。そういう事でバランスを設けて、払いやすいというのは、おかしいのですけれど、これまで取らなかった分を取りやすくするような仕組みを設けて、さらに、我々としては財源の増収になれるような仕組みで設けております。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

今は集会場、例えば、昼間 5,000 円、夜 8,000 円と、これは、大体 3 時間から 4 時間ですよね。昼間 ですとね。だけど、今まで、逆に言えば、全然取っていないところに、いきなり 5,000 円だ。8,000 円 だとなった時に、8,000円だったら、5時から9時ですよね。今、一生懸命やっている婦人会とか青年 会ですね。ダイビング協会とか、そういう所の集まりというのは、大体7時から、仕事が終わって7時 から 10 時位までというのが多いんですよ。逆に言えば、ボランティア活動の方が多い訳ですよね。こ れ、そういう人たちが、今まで、ゼロだったところが、いきなり8,000円ですよと、夏は暑いから1時 間 1,000 円のプラスですよと言われた時に、説得できるかどうか。担当者が、ほんとに相手を納得させ るだけの材料になるかどうか。ここも、やっぱり考えて頂かないといけないんじゃないかなと、はっき り言ってね。だから条例には、村長の特に認める物という条文もありますけれども、できれば、そうい う所でそういうのはボランティア活動をされている人とか、というのは、考えてあげるという部分も担 当者に、ちゃんと相手を説得できるような形で持って行かないと、絶対、これは住民の反発を喰らいま すよ。今まで取っていないのに急に取るのは、なぜかという事を、先ず、言われますよ。夕張の報道も どんどんやられていますからね。それだけに、これを取るという事は、もう財政破綻だなという風にし か言われない訳ですよ。それなりに条例はあったんだけど、皆に還元していたんだよという、逆に、そ こまで持って行って話ができるように若い人たちにね。担当される若い人たちに。そこまで持って行か ないとだめだと思うんだけど、そういう考えをどの位、頭の中に入れて、この提案をしたのか、そこら 辺をちょっと聞かせてください。

○ 議長(金城英雄)

大城 晃総務課長。

○ 総務課長 (大城 晃)

当然、地域のため、それからボランティアのためとか、そういった物は条例で減免、減額、もしくは免除という事の減免措置だけです。それで、これまでは、ナーナーになっていたというんですが、申請も疎かで、しかも徴収も疎かだったものですから、それを、今回の行革の一環で、それを推進できればと思っています。ちなみに参考に、これも新旧対照表があれば良かったのですけれど、これまでの条例では、集会場は昼間1万円、それを村内は5,000円、村外12,000円ということで、使いやすい、これまで私たちが最も頻繁に使っていたところは、逆に村内の人に落としてという形で、利用の頻度によって料金形態を設けております。以上、御理解よろしくお願いします。

○ 議長(金城英雄)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

内容は分かりましたけれども、今、私が申し上げたのは、これは若い人たちが、これを絶対、担当すると思うんですよ。課長に直接、これの申請とか、お金をもらいには行ったりはしないと思うので、あっちこっちの掲示板を見ていますと、しやすいというより、公共施設は有料化になりますとしか書いていないんですね。だから、ああいうやり方だと、逆に、これまで未執行だったけども執行しますよという形にしないと、いきなり有料化しますよと。今まで有料じゃなかったのかという部分で誤解を受ける

部分がありますよ。あれは、新聞記者が見たら、「ああ、ここも破綻だなと」とすぐやりますよ。その辺も、だから、考えてやって行動をしているかなと、私はあれを見たとたんに思いましたけどね。 有料だったよと、これまではという説明書きがないと、やっぱりだめですよ。 有料であったのを、今までは減免措置とか、そういう事をやってきましたけど、ちゃんと、今度からは規定通り徴収いたしますという文言にしないと。 有料化しますと、じゃあ、今まで無料だったのかという誤解を受けるような、ああいう公告はしないように頼みます。以上です。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英識員。

○ 5番(金城勝英議員)

2点ほど、お聞きしたいと思います。座間味村の使用条例でございますけど、議案の 11 号ですね。こちらの方に、座間味村の緊急用ヘリポートの使用。これは確か新しく設定された物だと思っております。それと保健師の住宅、それから座間味離島総合センターの事務所の件です。ちょっとお聞きしたいんですけども、やはり、この緊急ヘリポートというのは 1 回降りた場合、これは、どちらから取るのか。使用料ですね。3,000 円の使用料。これから 1 点目。それから保健師の住宅というのは、どの保健師の住宅なのか。2 点目。もう 1 点ですけども、座間味村離島総合センターの事務所を借りているのですが、あれは座間味の上の食堂の半分しかないのですが、お金はあまり変わらないですね。だから、それを面積で貸しているのか。何でか。ただ設定しているのか。この 3 つをお聞きしたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

大城 晃総務課長。

〇 総務課長(大城 晃)

先ず、緊急用のヘリポート、これは、これまでの座間味のあるヘリポート、阿嘉にあるヘリポートの事です。利用する場合には、ちゃんと利用届けという事で手続は踏んであるんですけれど、1 つの例としては、よくマスコミが急に離発着したりする場合があります。それにも村の方に、いわゆる施設の主に対して利用届を出して手続を踏んでもらいます。その時の利用料金を頂くという事です。利用者からです。急患以外の目的で使う場合です。だから、テレビの取材とか。緊急用のヘリポートなんですけれど、目的外に使う場合ですね。それから保健師住宅は、この役場の隣にある 2 階の方です。県が造って村の方に譲渡されているという事で、村の行政財産という事です。それから別表第 2 の事務所ですか。いや、面積ではないです。これは新たに上下の物もあるんですけどね、これまで通り。離島総合センターの食堂と。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

今の物で良く分かりました。それから、あと 1 点ですが、議案第 15 号ですけども、船員の航海手当ですか。これがあるんですけど、今まで、どのようにして支給したのかお願いいたします。

○ 議長(金城英雄)

宮平 優船舶課長。

○ 船舶課長 (宮平 優)

今回、初めて条例を出してあるんですけど、今までは起案を伺って支給されていました。条例にされていないものですから条例化に致した次第です。

○ 議長(金城英雄)

5番 金城勝英議員。

○ 5番(金城勝英議員)

じゃあ、今までは 23,000 円を 40,000 円上げても分からなかった訳ですね。一応、条例で、このように決めていますので、今後は、やはり、このように条例を決めたらいいと思います。これで終わりたいと思います。

○ 議長(金城英雄)

他に質疑ありませんか。 8番 宮平秀保識員。

○ 8番〈宮平秀保議員)

これは 11 号から 14 号までなんですけど、これは、ある程度基準を設けて、きちんとお金を、その使用料というんですか、それを回収しないと。やはり、今、総合センターのいろいろな各施設を見てみると、かなり傷んできているので、やっぱり、そういうので、きちんと、特に先程出ました交流センターですか、向こうのは後の手すりがかなり傷んで、それから水道とか、そういう物が、かなり傷んできているので、だからそういう自助努力して、そういうお金で保守点検をきちんとやって頂きたいと、そういう風に思います。そうでないと、今の村の財政ではどうにもならないので、それともう 4 月 1 日からという事になっていますので、もしこのあたり、やはりある程度、張り紙等で、この使用料について、きちんと住民に知らせるべきじゃないかと私はそう思います。これで終わります。

○ 議長 (金城英雄)

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 11 号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例については 原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 座間味村立交流センター使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第12号 座間味村立交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りしますも本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第13号 重要文化財高良家住宅管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これから議案第 14 号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 14 号 座間味村離島振興総合センター、座間味村字阿嘉島離島振興総合センターの設置及び運営管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 15 号 職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する 条例については原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号 阿嘉・慶留間プロードバンド・サービス設置条例の制定についてから日程第20、議案第19号 座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 阿嘉・慶留間プロードバンド・サービス設置条例の制定についてを採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第16号 阿嘉・慶留間プロードバンド・サービス設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから議案第 17 号 阿嘉・慶留間ブロードバンド・サービス使用料及び徴収条例の制定についてを 採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第17号 阿嘉・慶留間プロードバンド・サービス使用料及び徴収条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 座間味村の督促手数料及び延滞金条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 18 号 座間味村の督促手数料及び延滞金条例の制定について は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 座間味村立学校体育施設の使用料に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

○暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(金城英雄)

再開いたします。

日程第21、議案第20号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 20 号 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 21 号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第 26、議案第 25 号 沖縄県市町村自治会館管理組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号沖縄県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第21号沖縄県市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

これから議案第22号沖縄県介護保険広域連合の規約変更についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第22号沖縄県介護保険広域連合の規約変更については原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 南部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 23 号南部広域市町村圏事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 南部広域行政組合規約の変更についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第24号 南部広域行政組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

これから議案第25号沖縄県市町村自治会館管理組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第 25 号 沖縄県市町村自治会館管理組合規約の変更については 原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これで散会します。

散会(午後4時20分